

火災危険性を有する おそれのある物質等に関する調査検討報告書の公表

危険物保安室

1 はじめに

現行の消防法に規定する危険物に該当しないが、火災危険性を有すると考えられる物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）や、火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質（以下「消防活動阻害物質」という。）が新たに出現し、把握されないうまま流通すると、火災発生時の危険性や消火活動時の危険性が增大するおそれがあります。

これらの物質による災害を未然に防止し、万が一災害が発生した場合においても、安全に消火活動を行うためには、該当する物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要となります。

このような状況を踏まえ、消防庁では毎年、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を行っています。

このたび、平成26年度の報告書がまとまりましたので、その概要等について紹介します。

(関連URL：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/03/270326_houdou_2.pdf)

2 報告書の概要

2.1 火災危険性を有するおそれのある物質の調査検討概要

検討会では、国内外の事故事例のデータベースや化学物質に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、用途や流通状況によって優先順位をつけ、その順位が上位のものうち、確認試験を行ったこ

とのない物質2物質と、前年度の候補物質で入手可能となった1物質について、当該物質毎の想定される火災危険性に応じた危険物確認試験を実施しました。

消防法に規定する危険物に追加する必要性の有無について検討を行った結果、危険物に追加するための条件とする①及び②（補足1参照）を満たす物質は無く、今回、消防法に規定する危険物へ追加すべき物質はありませんでした。

(補足1)

【危険物に追加するための条件】

下記の①及び②を満たすこと。

- ①消防法に規定する危険物の性質を有すること。
- ②年間生産量等が一定量以上あること。

2.2 消防活動阻害物質の調査検討概要

検討会では、毒物及び劇物指定令の一部改正（平成26年6月25日及び平成26年7月1日に施行）により、新たに毒物又は劇物に指定された3物質及び除外された3物質を対象に、消防活動阻害物質に追加する必要性の有無について検討しました（補足2参照）。

その結果、新たに毒物又は劇物に指定された3物質のうち、2物質は危険物に該当し、他の1物質は、消防活動阻害物質としての指定について検討する必要があるとされました。検討結果に基づき、1物質について粒度測定及び加熱発生ガスの分析を行った結果、500℃から800℃において有毒ガスが発生していることなどの理由により、今回、消防活動阻害物質として指定することが適当であると結論付けられました。

なお、除外された3物質については、消防活動阻害物質に指定されていないため、対応の必要はないとの結論に至りました。

(補足2)

【消防活動阻害物質に追加するための考え方】

消防法の危険物に非該当で、流通実態を考慮し、下記①～④のいずれかに該当する物質から決定する。

- ①常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの。
- ②加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの。

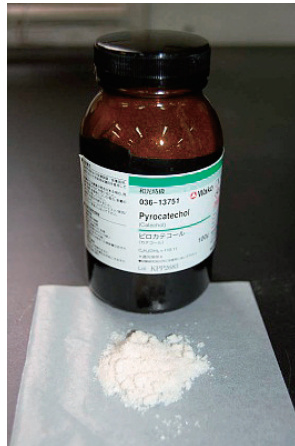
- ③水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの。
- ④注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの。

3 その他

平成26年5月に東京都町田市で発生した作業所火災事故を受け、引き続きマグネシウム等の消防活動阻害性等について調査検討を行っていくこととされました。

4 おわりに

消防庁では引き続き、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を継続していくこととしています。また、今回の検討会において、新たに危険物に追加する物質がなかった一方、消防活動阻害物質として新たに1物質を指定することが適当とされたところであり、今後、速やかに関係省令の改正を行う予定です。



消防活動阻害物質に追加することが適当であると結論付けられた「ピロカテコール」

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物判定係 清水・神山
TEL: 03-5253-7524